

## 平成 30 年度「都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議」

平成 30 年 5 月 24 日(木)

警察総合庁舎 大会議室

### ○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室

本日は、警察庁犯罪被害者支援室担当者から、犯罪被害給付制度の改正についてのお知らせと、あわせて自治体の皆様をお願いしたいことにつきまして、お話をさせていただきます。

#### 1. 犯罪被害給付制度について

犯罪被害給付制度について、簡単に概要を申し上げますと、犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病若しくは障害という重大な被害を受けた犯罪被害者の方に対して、社会連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的・経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう、支援するものでございます。

遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金の 3 種類があり、被害者の方からの申請に基づき、都道府県公安委員会で裁定を行い、支給されます。平成 29 年度に都道府県公安委員会が行った裁定に係る被害者の数は、全国で約 400 名、裁定総額は約 10 億円となっております。

#### 2. 今般の犯罪被害給付制度の改正について

犯罪被害給付制度は、昭和 56 年に制度ができてから、犯罪被害者等の方のニーズを踏まえて累次改正されてきましたが、更なる支援の拡充を求める声を受けまして、本年 4 月から改正制度を施行いたしました。

改正事項は、

- ・ 幼い遺児に係る遺族給付金の引上げ
- ・ 重傷病給付金の給付期間の延長
- ・ 仮給付金の額の制限の見直し
- ・ 親族間犯罪に係る減額・不支給事由の見直し

でございます。親族間犯罪に関する減額・不支給事由の見直しについて申し上げますと、昨年 4 月から 7 月にかけて、警察庁で有識者検討会を開催し、警察庁で行った親族間犯罪の実態調査をもとに、具体的な議論を行い、この支給制限を抜本的に改めました。

例えば改正前、親族間犯罪については原則不支給とした上でDV等の諸々の事情の有無を段階的に認定して、最終的な支給額を決定しておりましたが、これを簡素化し、単純に親族関係が破綻、例えば形式的には離婚の届出をしていないけれども、実質的には別居し離婚の意思もあったというような夫婦関係等については、親族間としての支給制限を行わないこととしました。また、18 歳未満の方が被害者等になる場合については、親族間を理由とした支給制限は行わない等の改正をしています。殺人の約半数、傷害事件の約 25%が親族

間で起きている時代ですので、改正内容については是非御承知いただきたいと思います。

### 3. 自治体の皆様へのお願いについて

自治体の皆様へのお願いです。

1つは、一部の地方公共団体で措置されている見舞金や貸付金制度について、犯罪被害給付制度の不支給事由、減額事由に倣って、見舞金の適用除外、例えば親族間犯罪は見舞金の支給の適用除外とする規定を設けている自治体もございます。犯罪被害給付制度ができた昭和 56 年頃からあまり内容が変わっていないところもあるので、これを機会に、今般警察庁が行いました制度の改正趣旨も参酌いただきまして、適用除外の範囲の見直しについて御検討をお願いします。

もう一つは、関係機関の連携強化です。今回、犯罪被害給付制度を改正するために警察庁で行った有識者検討会の提言では、犯罪被害者の負担を軽減するために、関係機関の連携の強化によって、既存の支援制度の利用を徹底すること、例えば高額療養費制度、こういったものの活用を徹底することが盛り込まれております。

例えば、警察庁の調査結果によると、犯罪被害によって医療を受診した際、高額療養費の限度額適用認定証を利用せずに高額の窓口負担をしたケースも複数ありました。こういった健康保険組合等の制度等を含む福祉制度を犯罪被害者の方にしっかりと周知することで、犯罪被害者の方々の自己負担を減らしていくことができると考えています。是非とも各種制度の利用が徹底されますよう、何卒御協力をよろしく願いいたします。

警察といたしましても、犯罪被害者の方が一日も早く再び平穏な生活を営めるよう努力してまいりますので、皆様におかれましても御尽力をお願いいたします。

以上となります。